

3 開発協力の適正性確保のための取組

ODAを中心とする開発協力は、開発途上国の開発、成長だけでなく、日本と途上国との間の友情と信頼関係の確かな絆を築くとともに、国際社会における日本の地位の向上や、日本自身の平和と繁栄の確保に大いに貢献してきました。その一方で、ODA事業に関連して不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。

日本政府は、こうした経験を将来への教訓とするため、評価制度の整備、透明性の向上、事業管理プロセスの改善、受入国や市民社会を含む幅広い関係者との対話の実施など、様々な努力を続けてきました。日本政府は、今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた不断の努力を行っていきます。

また、環境・社会面に配慮した案件の実施のため、JICAでは、開発協力の適正性を確保する取組の一環として、環境社会配慮ガイドラインを定めています。2022年、気候変動の脅威に対する国際社会の対応や環境社会配慮の質の向上に資する取組を踏まえ、同ガイドラインの改正を行いました。

(1) 不正行為の防止

ODA事業に関連した不正行為は、適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、国民の税金を原資とするODAへの信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。

外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為の教訓を踏まえつつ、これまで、監視体制の強化（不正腐敗情報に係る窓口の強化、第三者検査の拡大など）、ペナルティの強化（排除措置期間の上限引上げ、違約金の引上げ、重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入など）、および排除措置の対象拡大（措置対象者の企業グループや、措置期間中の者から事業譲渡などを受けた者も対象に加えるなど）を行い、不正行為を防止するための取組を強化してきました。

日本は、ODA事業に関連した不正行為は断じて許さないという強い決意の下、引き続き、不正行為の防

止に向け、しっかりと取り組んでいきます。

(2) 国際協力事業関係者の安全対策

ODA事業を中心とする開発協力の実施にあたっては、JICA関係者のみならず、ODAに携わる企業、NGOなど全ての国際協力事業関係者の安全確保が大前提です。2022年は、新型コロナウイルス感染症に対する水際措置や行動制限の緩和・撤廃が世界的に進みました。外務省およびJICAは、こうした状況においても油断することなく、海外渡航に伴う適正なリスク評価と適切な感染予防・感染拡大防止策を継続し、JICA海外協力隊を含む国際協力事業関係者の安全確保に努め、事業推進に尽力しました。

また、2016年7月のバン格拉デシュ・ダッカ襲撃テロ事件後、関係省庁、政府関係機関および有識者が参加した国際協力事業安全対策会議での再検証の結果公表された「最終報告」^{注23}を受け、外務省およびJICAは、同報告書に記載された安全対策^{注24}の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。最終報告以降に常設化された2022年の同会議では、最近のテロ情勢および治安状況を含む世界情勢の変化を踏まえ、国際協力事業関係者の安全対策に関する取組などについて議論を行いました。

新型コロナの感染拡大下においてもテロのリスクは減っていないことから、2022年4月、外務省は、国際協力事業関係者を含む国民の海外での安全対策強化のために活用してきた「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」に、感染症流行下での



©さいとう・たかを

注23 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000120.html

注24 (1) 脅威情報の収集・分析・共有の強化、(2) 事業関係者およびNGOの行動規範、(3) ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、(4) 危機発生後の対応、および(5) 外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の5点。

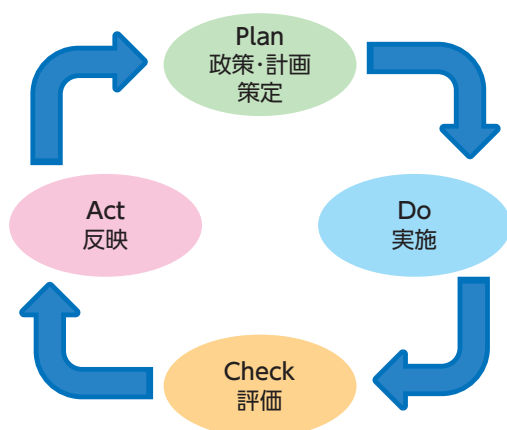
テロといった「複合化したリスク」への対策の必要性を訴えるエピソードと解説の動画を追加し、公開しました。また、2022年10月より、LINE サービス上で、「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策の啓発・マメ知識の配信も行っています。

(3) ODAの管理改善と説明責任

日本はこれまで、ODAの管理改善と説明責任を果たすために、(i) PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の強化、(ii) プログラム・アプローチの強化、(iii) 「見える化」の徹底を進めてきました。

PDCAサイクルの強化について、日本は、(i) 全ての被援助国における国別開発協力方針の策定、(ii) 開発協力適正会議の開催、(iii) 個別案件ごとの指標の設定、(iv) 評価体制の強化といった取組を進めています。

図表Ⅳ-4 PDCAサイクル



より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて経済協力に係る施策などについて政策評価を実施^{注25}するとともに、客観性や公平性を確保するため第三者によるODA評価を実施し、評価の結果から得られた提言

や教訓をODA政策にフィードバックすることで、ODAの管理改善を図っています^{注26}。

第三者評価は、被援助国の開発に役立っているかという「開発の視点」に加え、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」から実施しています。

「開発の視点」では、ODA政策が日本の上位政策や国際的な優先課題、被援助国のニーズとの整合性（政策の妥当性）、実際にどのような効果が現れているか（結果の有効性）、政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか（プロセスの適切性）の3つの評価基準に基づいて評価を実施します。「外交の視点」では、日本の国益にどのように貢献することが期待されるか（外交的な重要性）、日本の国益の実現にどのように貢献したか（外交的な波及効果）の2つの基準に基づいて評価を実施しています。

2023年前半を目処に、新たな開発協力大綱の策定を予定していることに鑑み、2022年には、過去のODA評価案件を対象に開発協力大綱の主要項目に即してレビューを行い、今後のODA政策およびその実施に際して考慮すべき事項や新たに盛り込む視点などについて提言を示すことを目的として、「過去のODA評価案件（2015～2021年度）のレビュー」を実施しました。

評価結果は、外務省ホームページ^{注27}で公表し、国民への説明責任を果たすとともに、ODAの透明性を高めてODAに対する国民の理解と支持を促進しています。

また、JICAも無償・有償資金協力および技術協力の各プロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。JICAは、各プロジェクトの事前、実施中、事後まで一貫した評価を行うとともに、それぞれの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、一定金額以上の案件については、JICAは外部評価者による事後評価を実施しています。

^{注25} 施策レベル以外にも、交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。また、「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていない等の案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である等の案件を指す。）」の事後評価を行っている。

^{注26} 政策レベルのODA評価（第三者評価）に加え、2017年度からは外務省が実施する無償資金協力についても、交換公文（E/N）供与限度額2億円以上の案件については内部評価を、10億円以上の案件については第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに、これらの事後評価結果が次のODAの案件形成にいかされるよう努めている。

^{注27} <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

事業の効果を定量的に把握することも重要であり、インパクト評価 注28 の強化にも取り組んでいます。

外務省およびJICAが実施するODA評価は、主に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の評価基準 注29 を踏まえて実施しています。

(4) 開発協力における性的搾取・虐待などに関する取組

近年、人道・開発支援における性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント（SEAH）への国際的な関心が高まっています。2018年10月に英国がSEAHに関する国際会議を主催し、日本を含む主要ドナーは取組の強化に関するコミットメントに署名しました。また、2019年7月には、OECD/DACにおいて、「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待・セクシャルハラスメントの撲滅に関するDAC勧告」が採択されました。

こうした動きを踏まえ、外務省では、研修などを通じた職員の啓発に加え、国民の理解促進のため、日本の基本的な立場や勧告の概要を外務省ホームペー

ジ 注30 に掲載しています。

JICAにおいても、SEAH撲滅に向けての理事長メッセージをホームページ 注31 に掲載するとともに、就業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインにSEAH防止を記載し、JICA事業に関わる幅広い関係者にSEAH防止の重要性を周知しています。また、相談窓口や、万一事案が発生した際の対応およびモニタリング体制の整備にも取り組んでいます。

また、2021年8月、2022年1月に実施された、NGO・外務省定期協議会連携推進委員会においても、SEAH撲滅が議題の一つとなり、これを受けて令和4年度の日本NGO連携無償資金協力の実施要領にSEAHの予防について盛り込むなどの対応をとっており、引き続き、国内との関係者とも連携しつつ、具体的な取組を検討しています。

2021年12月には、国連諸機関におけるSEAHの予防や対応の一層の取組を求める国連事務総長宛の共同書簡が、英国を中心とする有志国により発出され、日本（林外務大臣）も署名に加わりました。

注28 開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価方法のこと。

注29 DAC評価基準：1991年から活用されてきた妥当性（Relevance）、有効性（Effectiveness）、効率性（Efficiency）、インパクト（Impact）、持続性（Sustainability）に、2019年12月に整合性（Coherence）が追加された。

注30 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page24_000019.html

注31 https://www.jica.go.jp/information/info/2019/20191120_01.html